

# グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

【投資信託説明書（目論見書）】2007.3

野村アセットマネジメント

# **グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド**

**追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）**

**【投資信託説明書（交付目論見書）】2007.3**

**野村アセットマネジメント**

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの基準価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、  
下記の照会先までお問い合わせください。

### **野村アセットマネジメント株式会社**

☆サポートダイヤル☆ **0120-753104** (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時  
(半日営業日は午前 9 時～正午)

☆インターネットホームページ☆ **<http://www.nomura-am.co.jp/>**

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 3 月 22 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 3 月 23 日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## 「金融商品取引法等の施行について」

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

### [参考] 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

**投資信託説明書(交付目論見書)****目次(Contents)****ファンドの概要が知りたい**

ファンドの基本情報	ファンドの概要	.....	1
-----------	---------	-------	---

**ファンドの運用内容が知りたい**

ファンドの特色・運用の内容	ファンドの特色	.....	3
	投資対象	.....	3
	投資方針	.....	3
	投資制限	.....	5
	分配方針	.....	6

**ファンドのリスクが知りたい**

投資リスク	基準価額の変動要因	.....	7
	その他の留意点	.....	7

**ファンドのしくみが知りたい**

ファンドのしくみ・運用体制	ファンドのしくみ	.....	8
	運用体制	.....	9
	委託会社におけるリスクマネジメント体制	.....	9

**ファンドの申込方法が知りたい**

申込手続きの概要	買付の申込手続き	.....	10
	換金の申込手続き	.....	11

**ファンドにかかる費用・税金が知りたい**

費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金	.....	12
	ファンドで間接的にご負担いただく費用	.....	12
	税金の取扱い	.....	13

**ファンドの運営方法などが知りたい**

その他の情報	管理および運営の概要	.....	14
	内国投資信託受益証券事務の概要	.....	16
	その他ファンドの情報	.....	17
	委託会社等の概況	.....	18

**ファンドの運用状況が知りたい**

運用状況	投資状況	.....	19
	投資資産	.....	20
	運用実績	.....	22
	財務ハイライト情報	.....	23

«信託約款»	.....	25
--------	-------	----

«用語解説»	.....	33
--------	-------	----

## ファンドの基本情報

### 《ファンドの概要》

ファンドの名称	グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド (「ファンド」といいます。)				
基本的 性 格	追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)				
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。				
主な投資対象	世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。				
投 資 方 針	後述の「投資方針」をご覧ください。				
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">→詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。</p>				
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株価変動リスク</li> <li>・為替変動リスク</li> </ul> <p style="text-align: right;">→詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。</p>				
信託期間	平成 25 年 10 月 5 日まで(平成 15 年 11 月 28 日設定)です。				
決 算 日	原則 1 月、4 月、7 月および 10 月の各 5 日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。				
収 益 分 配	毎決算時に、分配を行ないます。 分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。				
買付単位	<p>分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 50%;">①一般コース</td> <td style="padding: 5px; width: 50%;">10万口以上 1万口単位(当初元本 1口=1円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">②自動けいぞく投資コース</td> <td style="padding: 5px;">10万円以上 1円単位</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。なお、販売会社によっては、一般コースについて 1万口以上 1万口単位または 1万円以上 1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて 1万円以上 1円単位でお買付できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)</p>	①一般コース	10万口以上 1万口単位(当初元本 1口=1円)	②自動けいぞく投資コース	10万円以上 1円単位
①一般コース	10万口以上 1万口単位(当初元本 1口=1円)				
②自動けいぞく投資コース	10万円以上 1円単位				
買付申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。				
買付価額	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。				

申込手数料	買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。				
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して 5 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。				
信託報酬	ファンドの純資産総額に年 1.155%(税抜年 1.1%)の率を乗じて得た額とします。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金単位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①一般コース</td> <td>1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位</td> </tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td> <td>1口単位</td> </tr> </table>	①一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位	②自動けいぞく投資コース	1口単位
①一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位				
②自動けいぞく投資コース	1口単位				
換金申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。				
換金価額	ご換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。				
換金手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
税金等	後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金代金の支払い	原則としてお申込日から起算して 5 営業日目から販売会社でお支払いします。				

※本書で用いている専門的な用語については、巻末に「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

## ファンドの特色・運用の内容

### 《ファンドの特色》

- ◆世界各国の株式を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ◆世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含む)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。
- ◆株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ◆年4回の決算時(原則、1月、4月、7月および10月の各5日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として、配当等収益を中心に安定分配を行ないます。

※ファンドは、「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- ◆ファンドは、追加型株式投資信託で、「国際株式型(一般型)」に属しています。

### 《投資対象》

世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ファンドは、親投資信託である「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

#### ■マザーファンドの主要投資対象■

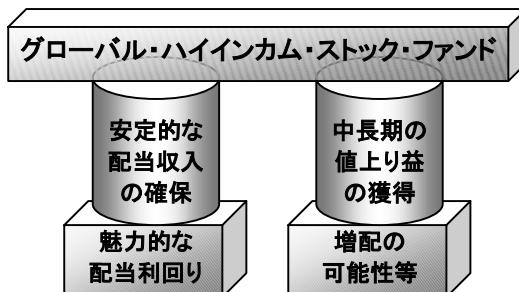
世界各国の株式を主要投資対象とします。

- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

### 《投資方針》

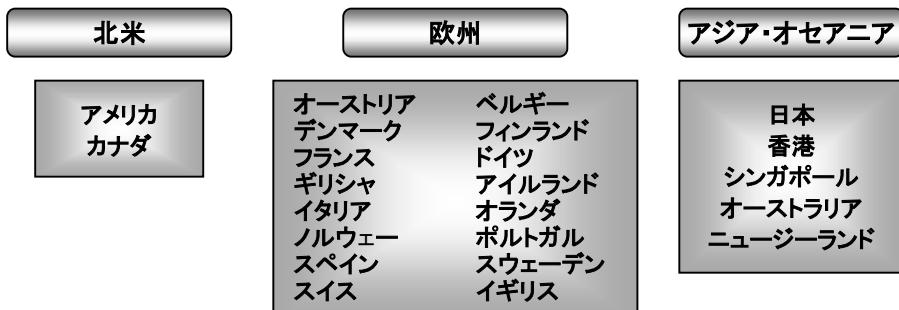
#### 1 安定的な配当収入を得ながら、中長期の値上り益の獲得を目指します。

- ◆株式への投資にあたっては、主として配当利回りに着目しつつ、将来的な増配の可能性や、収益性の評価といった定性判断も加え、投資銘柄を選定します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

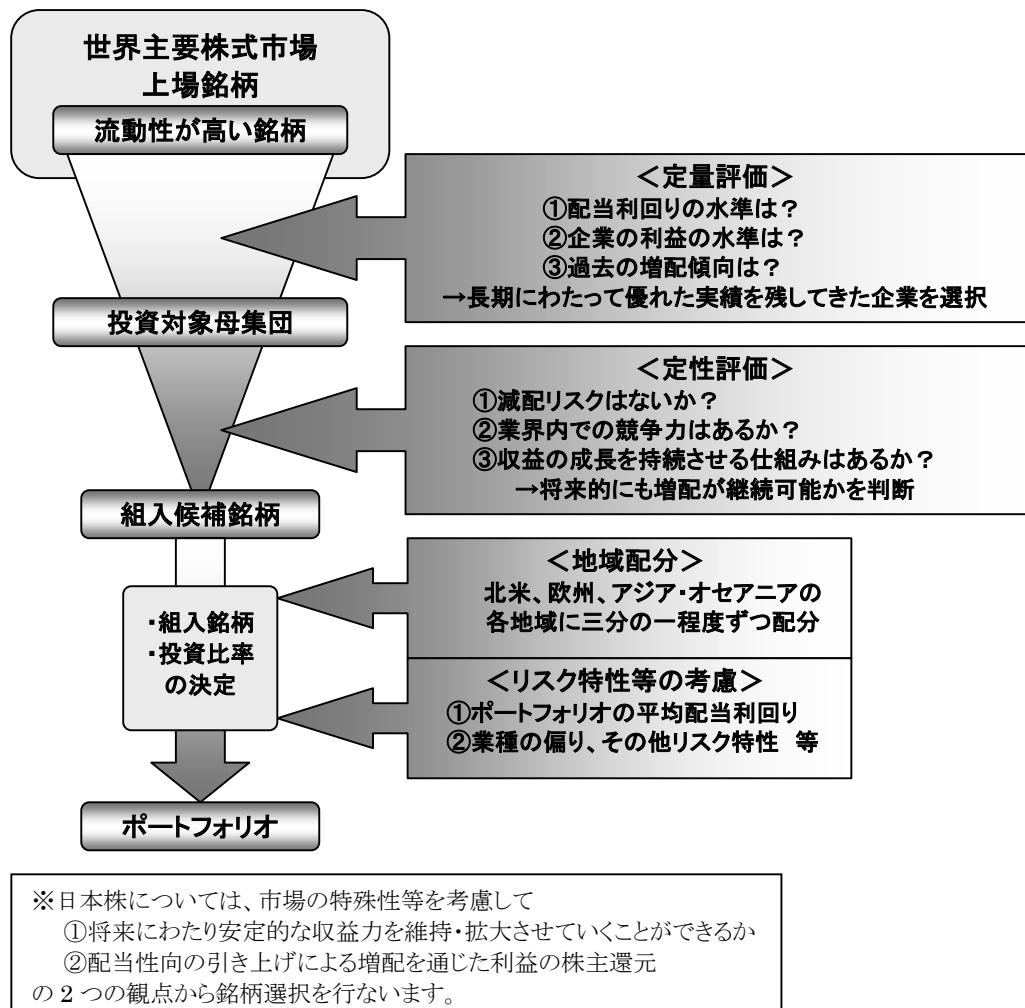
- 2** 世界を北米、欧州、アジア・オセアニア(日本を含む)の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。



※上記の国名等は平成 19 年 3 月 22 日現在のものです。なお、実際に投資する国等は、上記に限りません。

- 3** ポートフォリオの構築にあたっては、以下のプロセスに従って、投資銘柄の選定および銘柄毎の投資比率の決定等を行ないます。

#### ■ポートフォリオ構築プロセス■



- 4** 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。  
また、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 《投資制限》

- 株式への投資割合
- 同一銘柄の株式への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- デリバティブの使用
- 新株引受権証券
  - ・新株予約権証券への投資割合
- 同一銘柄の新株引受権証券
  - ・新株予約権証券への投資割合
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合
- 投資信託証券への投資割合
- 有価証券の貸付
- 資金の借入れ
- 同一法人の発行する株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款)  
 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)  
 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(約款)  
 デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。  
 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の 20%以内とします。(約款)  
 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)  
 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)  
 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)  
 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けの指図をすることができます。(約款)  
 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。(約款)  
 同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
 

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数  
(投資信託及び投資法人に関する法律)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

## 《分配方針》

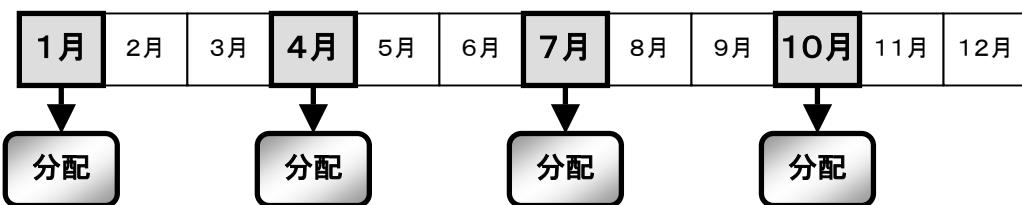
**年4回の毎決算時に、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。**

### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月、4月、7月および10月の各5日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

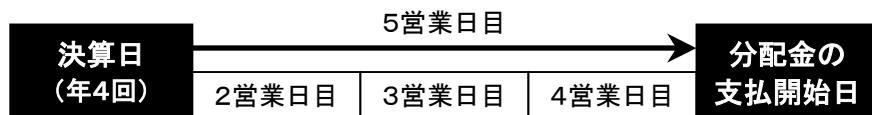
### ◆年4回の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。



### ◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。<sup>※1</sup>



「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。<sup>※2</sup>

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

※2「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳しくは信託約款をご覧ください。

### ◆分配金に関する留意点

ファンドは、インカムゲイン(株式の配当金等)からコスト(信託報酬等)を差し引いた額を分配することを基本としますが、主として以下の理由等により、分配金の額は変動すると考えられますので、ご留意ください。

- ・当初の予想に反して減配等となった場合。
- ・運用資産の増減等により、ポートフォリオの大幅な修正が必要となった場合。
- ・現地での課税の影響。

また、分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

**分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。**

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

#### ■主な変動要因■

##### 株価変動リスク

ファンドは、株式の実質組入れを高位(フルインベストメント)とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。  
ファンドは、北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に各々純資産の三分の一ずつ投資することを基本とし、また、業種構成についても市場構成とは異なることが想定されます。よって、基準価額の動きは一般的な株価指数の動きと大きく異なる可能性がありますので、十分ご留意ください。

##### 為替変動リスク

ファンドは、実質組入外貨建資産について為替ヘッジを行なわないことを基本としますので、為替変動の影響を大きく受けます。

#### ■その他の変動要因■

##### 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

##### 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

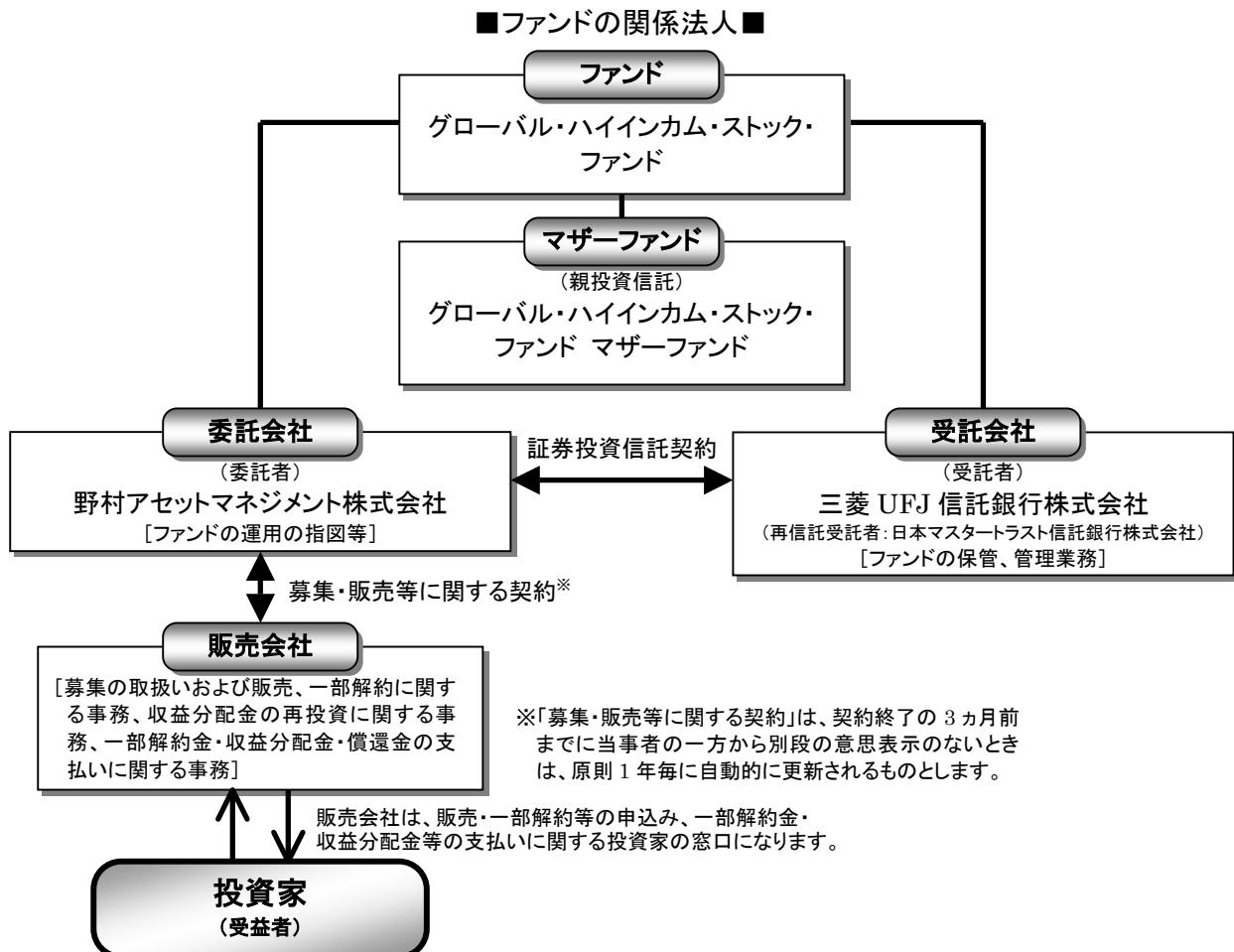
### 《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

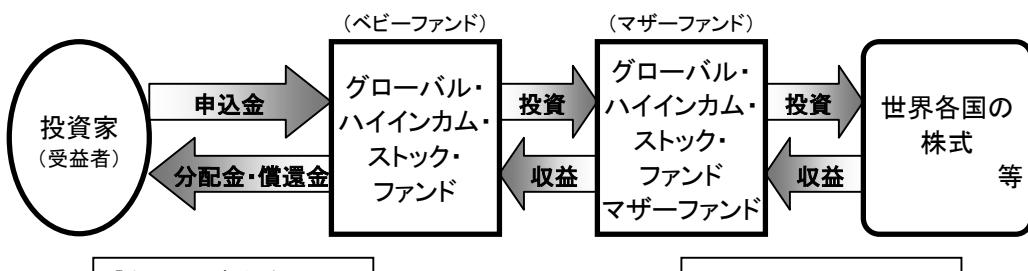
## ファンドのしくみ・運用体制

### 《ファンドのしくみ》

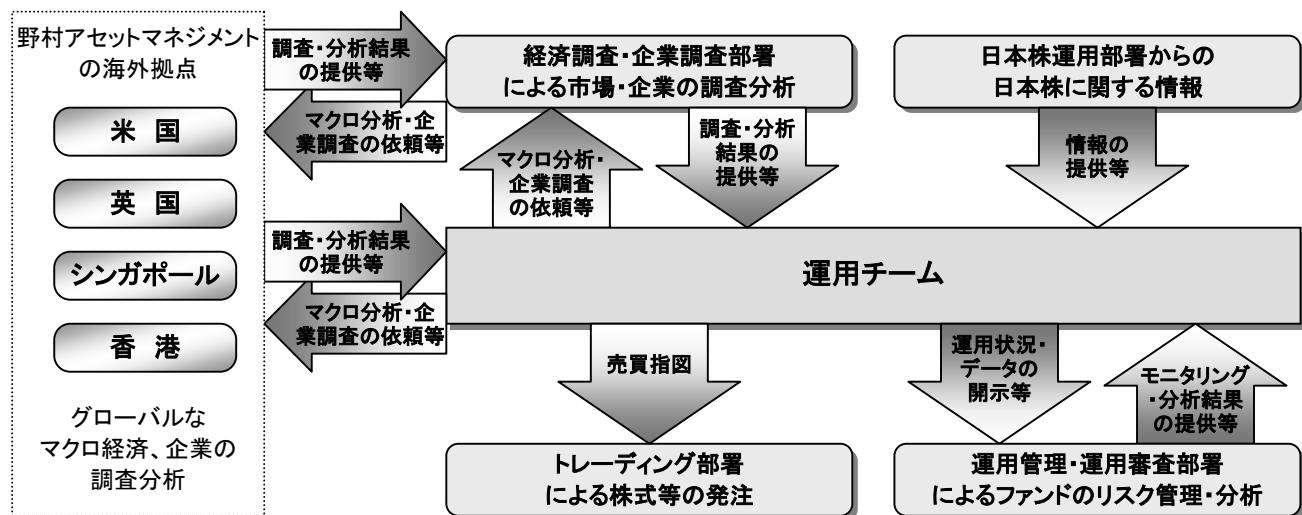


### ■ファミリーファンド方式について■

ファンドは「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



## 《運用体制》



- ◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### ■リスク管理関連の委員会■

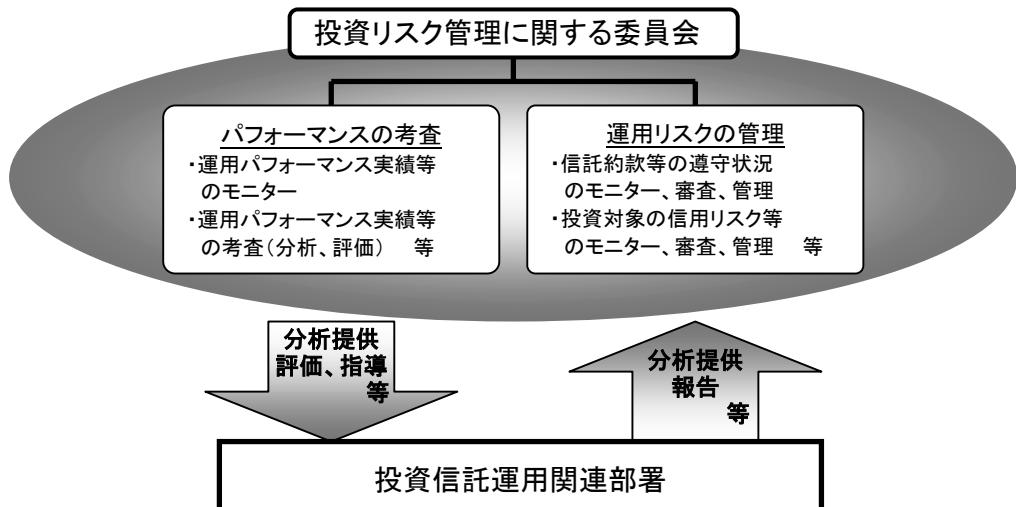
#### ◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成 19 年 3 月 22 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 申込手続きの概要

### 《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

#### 買付単位

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	10万口以上 1万口単位 (当初元本1口=1円)
自動けいぞく投資コース	分配金が再投資されるコース	10万円以上 1円単位*

\*分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合\*等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注)一般コースについて1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて1万円以上1円単位でお買付できる場合等があります。

#### 買付価額

買付のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

\*買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

#### 買付代金の支払い

買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。

\*販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### 申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは信託約款をご覧ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、  
買付のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた買付のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。

## 《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

### 換 金 単 位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

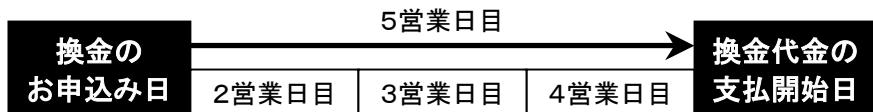
### 換 金 価 額

換金の価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

### 換 金 代 金 の 支 払 い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して5営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



### 申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

#### <大口換金の制限について>

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。

また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。詳しくは信託約款をご覧ください。

※受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、

換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

## 費用・税金

### 《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜 3.0%)以内※1	消費税等相当額
分配時	所得税および地方税	_____	普通分配金 × 10%※2
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	_____	基準価額の個別元本超過額に対して 10%※2
償還時	所得税および地方税	_____	償還価額の個別元本超過額に対して 10%※2

※1 基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。税金について詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

### 《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

#### ■信託報酬■

時期	項目	費用	
毎日	信託報酬率		年 1.155%(税抜年 1.1%)
	(委託会社)		年 0.5%
	(販売会社)		年 0.5%
	(受託会社)		年 0.1%

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### ■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

## 《税金の取扱い》

### ■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、個人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7% および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。また、申告不要制度の適用を受けることができます。収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行なうことにより、総合課税を選択することもできます。上記 10% の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、20%(所得税 15% および地方税 5%)となる予定です。

#### ◆法人の投資家に対する課税

平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7% の税率は平成 20 年 4 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

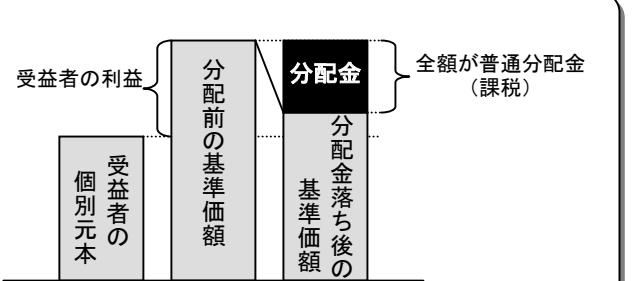
#### ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

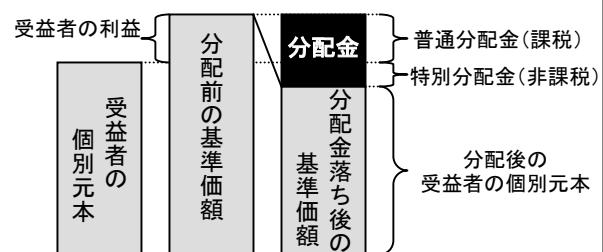
### ■分配金の課税について■

#### ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

**税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。**

## その他の情報

### 《管理および運営の概要》

**信託期間** 平成25年10月5日までとします(平成15年11月28日設定)。  
なお、委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。

**計算期間** 原則として、毎年1月6日から4月5日まで、4月6日から7月5日まで、7月6日から10月5日までおよび10月6日から翌年1月5日までとします。  
なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

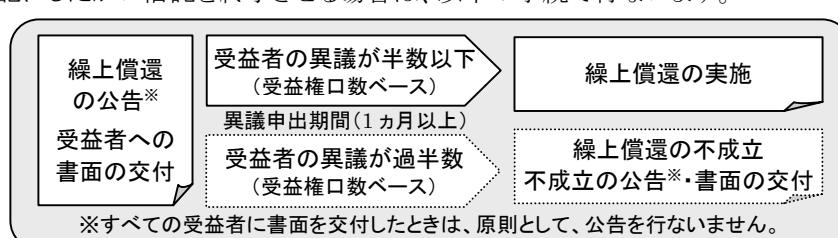
**信託金限度額** ファンドの信託金限度額は1兆円です。

**繰上償還** (1)次のいずれかの場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。

- ①ファンドの受益権の口数が20億口を下回った場合
- ②受益者に有利であると認めるとき
- ③やむを得ない事情が発生したとき

(この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)

上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。

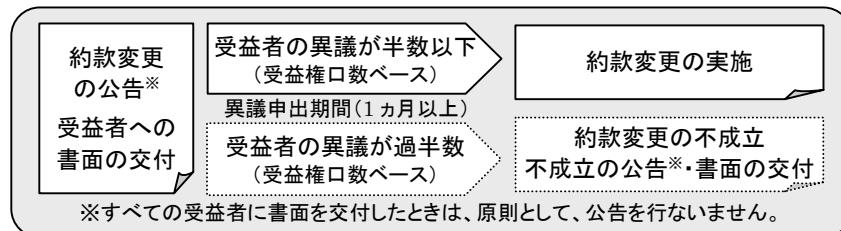


(2)上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。

**約款変更** (1)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。

(この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)

(2)委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。



(3)監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

**反対者の買取請求権**

ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に對し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「繰上償還」(1)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。

**公 告**

日本経済新聞に掲載します。

**運用報告書**

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

**保管**

該当事項はありません。

**受益者の権利等**

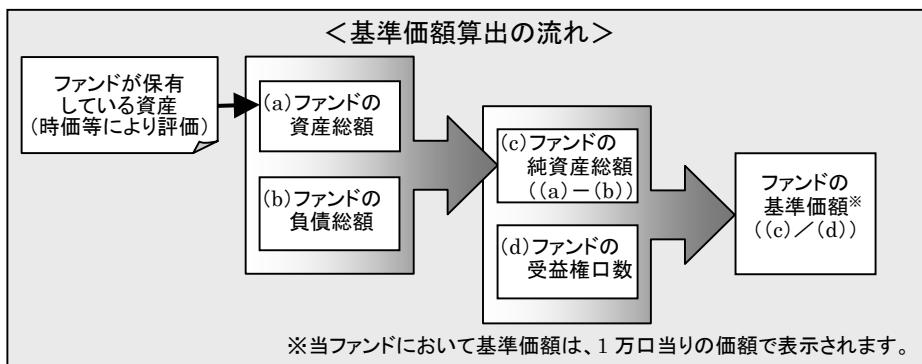
受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

**資産の評価****■基準価額の計算方法■**

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のこと、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

**■主な投資対象の評価方法■**

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の証券取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

## 《内国投資信託受益証券事務の概要》

◆受益者が委託者に対して行なう下記の手続きは、販売会社を通じて委託者に請求することにより行なうことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 受益証券の名義書換の 事務等

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

※受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件および受益権の再分割に係るファンドの受益権、並びに質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは信託約款をご覧ください。

### 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## 《その他ファンドの情報》

### 内国投資信託受益証券 の 形 態 等

追加型証券投資信託・受益権（「受益権」といいます。）  
当初元本は1口当たり1円です。格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### 発行価額の総額

2兆円を上限とします。

### 申込期間

平成19年3月23日から平成20年3月19日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

### 有価証券届出書

（訂正届出書を含みます）

### の写しの縦覧

### 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

#### 株式会社 証券保管振替機構

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

**ファンドの詳細情報**

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
  - 1 【申込(販売)手続等】
  - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
  - 1 【資産管理等の概要】
    - (1) 【資産の評価】
    - (2) 【保管】
    - (3) 【信託期間】
    - (4) 【計算期間】
    - (5) 【その他】
  - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
  - 1 【財務諸表】
    - (1) 【貸借対照表】
    - (2) 【損益及び剰余金計算書】
    - (3) 【注記表】
    - (4) 【附属明細表】
  - 2 【ファンドの現況】
    - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

**《委託会社等の概況》**

◆下記は平成 19 年 2 月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社	
代表者の役職氏名	執行役社長 柴田拓美	
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号	
資本金の額	17,180 百万円	
会社の沿革	昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行	
大株主の状況	名 称：野村ホールディングス株式会社 住 所：東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 所有株式数：5,150,693 株 比 率：100%	

## 運用状況

◆以下は平成 19 年 1 月 31 日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 《投資状況》

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	109,000,475,499	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△42,974,272	△0.03
合計(純資産総額)		108,957,501,227	100.00

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	20,973,825,300	19.24
	アメリカ	35,839,791,628	32.88
	カナダ	634,087,359	0.58
	オーストラリア	4,153,565,208	3.81
	イギリス	17,476,973,612	16.03
	香港	1,607,738,782	1.47
	シンガポール	2,605,788,087	2.39
	ニュージーランド	3,620,311,807	3.32
	スウェーデン	1,050,716,400	0.96
	ノルウェー	1,185,329,250	1.08
	デンマーク	1,279,968,400	1.17
	ドイツ	2,079,887,079	1.90
	イタリア	3,323,666,603	3.04
	フランス	1,595,185,185	1.46
	オランダ	1,385,666,808	1.27
	スペイン	1,603,666,870	1.47
	ベルギー	1,069,573,421	0.98
	フィンランド	1,633,277,817	1.49
	アイルランド	401,479,848	0.36
	ギリシャ	1,310,175,820	1.20
	小計	104,830,675,284	96.17
投資証券	日本	378,875,000	0.34
	オーストラリア	759,965,544	0.69
	小計	1,138,840,544	1.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,032,219,954	2.78
合計(純資産総額)		109,001,735,782	100.00

## 《投資資産》

### (1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	グローバル・ハイインカム・ストック・ ファンド マザーファンド	56,567,790,492	1.8951	107,206,007,785	1.9269	109,000,475,499	100.03

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	株式	LLOYDS TSB GROUP PLC	商業銀行	1,744,988	1,335.39	2,330,242,272	1,396.37	2,436,649,766	2.23
2	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	商業銀行	1,060,000	2,264.27	2,400,126,624	2,233.71	2,367,737,900	2.17
3	イギリス	株式	PROVIDENT FINANCIAL PLC	消費者金融	1,222,584	1,568.40	1,917,505,868	1,791.75	2,190,564,882	2.00
4	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,356,000	1,371.68	1,859,998,287	1,508.00	2,044,848,000	1.87
5	ニュージーランド	株式	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	各種電気通信サービス	4,609,642	385.04	1,774,908,886	424.35	1,956,143,069	1.79
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	430,600	4,248.44	1,829,379,467	4,385.93	1,888,582,276	1.73
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	236,100	7,634.48	1,802,501,088	7,870.00	1,858,107,000	1.70
8	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	無線通信サービス	5,011,000	330.25	1,654,911,472	351.18	1,759,778,013	1.61
9	フィンランド	株式	UPM-KYMMENE OYJ	紙製品・林産品	524,000	2,807.27	1,471,010,815	3,116.94	1,633,277,817	1.49
10	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	8,850	180,538.30	1,597,763,958	184,000.00	1,628,400,000	1.49
11	フランス	株式	FRANCE TELECOM SA	各種電気通信サービス	475,000	3,179.48	1,510,254,287	3,358.28	1,595,185,185	1.46
12	オーストラリア	株式	TABCORP HOLDINGS	ホテル・レストラン・レジャー	946,684	1,571.22	1,487,454,114	1,674.90	1,585,602,735	1.45
13	アメリカ	株式	CITIGROUP	各種金融サービス	233,900	6,235.86	1,458,569,429	6,606.28	1,545,210,552	1.41
14	イギリス	株式	ELECTROCOMPONENTS PLC	電子装置・機器	2,260,000	620.20	1,401,671,633	677.87	1,532,005,975	1.40
15	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融サービス	241,200	6,357.26	1,533,371,325	6,344.56	1,530,309,705	1.40
16	イギリス	株式	BT GROUP PLC	各種電気通信サービス	2,060,000	654.51	1,348,291,296	729.24	1,502,239,035	1.37
17	アメリカ	株式	SOUTHERN CO.	電力	335,000	4,282.98	1,434,798,652	4,409.06	1,477,035,301	1.35
18	アメリカ	株式	BRISTOL MYERS SQUIBB	医薬品	431,900	3,102.87	1,340,129,682	3,412.09	1,473,682,491	1.35
19	アメリカ	株式	DU PONT E I DE NEMOURS	化学	244,300	5,621.37	1,373,301,914	5,889.29	1,438,755,354	1.31
20	アメリカ	株式	KIMBERLY-CLARK CORP	家庭用品	164,000	7,824.66	1,283,245,619	8,401.80	1,377,895,954	1.26
21	アメリカ	株式	LILLY ELI & CO.	医薬品	214,200	6,563.71	1,405,947,302	6,418.82	1,374,911,865	1.26
22	ギリシャ	株式	GREEK ORGANISATION OF FOOTBALL PROGNOSTIC	ホテル・レストラン・レジャー	288,000	4,456.34	1,283,428,774	4,549.22	1,310,175,820	1.20
23	日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	247,800	5,383.88	1,334,126,034	5,260.00	1,303,428,000	1.19
24	イタリア	株式	ENI SPA	石油・ガス・消耗燃料	332,737	3,771.62	1,254,960,487	3,907.21	1,300,076,594	1.19
25	スペイン	株式	GESTEVISION TELECINCO SA	メディア	398,461	3,319.49	1,322,688,491	3,255.75	1,297,290,835	1.19
26	イギリス	株式	CATTLES PLC	消費者金融	1,240,000	892.52	1,106,732,609	1,039.81	1,289,367,190	1.18
27	イギリス	株式	KINGFISHER PLC	専門小売	2,280,000	569.86	1,299,287,388	561.41	1,280,026,200	1.17
28	デンマーク	株式	DANSKE BANK AS	商業銀行	230,000	4,886.77	1,123,957,965	5,565.08	1,279,968,400	1.17
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	143,000	8,131.18	1,162,760,042	8,894.81	1,271,957,987	1.16
30	アメリカ	株式	ARTHUR J GALLAGHER & CO	保険	355,803	3,228.79	1,148,813,603	3,550.86	1,263,408,099	1.15

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	100.03
合計		100.03

&lt;ご参考&gt;

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

種類	国内／海外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.51
		食料品	0.45
		パルプ・紙	0.60
		化学	0.49
		医薬品	2.79
		石油・石炭製品	0.91
		機械	0.30
		電気機器	0.10
		輸送用機器	2.33
		精密機器	1.31
		その他製品	0.05
		電気・ガス業	0.81
		海運業	0.81
		情報・通信業	3.42
		卸売業	0.71
		小売業	1.85
		証券、商品先物取引業	0.58
		その他金融業	1.13
	海外	石油・ガス・消耗燃料	3.03
		化学	1.31
		紙製品・林産品	2.58
		電気設備	0.12
		コングロマリット	1.84
		機械	0.63
		商業サービス・用品	1.01
		航空貨物・物流サービス	0.65
		旅客航空輸送業	0.52
		陸運・鉄道	0.24
		運送インフラ	0.40
		自動車部品	0.11
		自動車	0.12
		家庭用耐久財	1.45
		ホテル・レストラン・レジャー	4.51
		メディア	2.36
		販売	0.98
		専門小売り	2.12
		食品・生活必需品小売り	1.12
		飲料	0.41
		食品	0.52
		タバコ	2.76
		家庭用品	1.26
		医薬品	4.29
		商業銀行	10.01
		各種金融サービス	5.05
		保険	1.15
		電子装置・機器	1.40
		半導体・半導体製造装置	1.02
		各種電気通信サービス	9.77
		無線通信サービス	2.82
		電力	3.91
		総合公益事業	1.87
		貯蓄・抵当・不動産金融	1.50
		消費者金融	3.91
		小計	96.17
投資証券	—	—	1.04
合計			97.21

## (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 《運用実績》

### ①純資産の推移

平成 19 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間	第 1 期 (2004 年 4 月 5 日)	6,978	7,025	1,0726	1,0798
	第 2 期 (2004 年 7 月 5 日)	9,303	9,347	1,1071	1,1123
第 2 特定期間	第 3 期 (2004 年 10 月 5 日)	10,297	10,351	1,1534	1,1595
	第 4 期 (2005 年 1 月 5 日)	9,983	10,034	1,1845	1,1906
第 3 特定期間	第 5 期 (2005 年 4 月 5 日)	10,373	10,444	1,2316	1,2399
	第 6 期 (2005 年 7 月 5 日)	11,621	11,723	1,2746	1,2858
第 4 特定期間	第 7 期 (2005 年 10 月 5 日)	16,112	16,246	1,3424	1,3536
	第 8 期 (2006 年 1 月 5 日)	17,555	18,518	1,3490	1,4230
第 5 特定期間	第 9 期 (2006 年 4 月 5 日)	23,772	24,908	1,3398	1,4038
	第 10 期 (2006 年 7 月 5 日)	35,803	37,176	1,2685	1,3172
第 6 特定期間	第 11 期 (2006 年 10 月 5 日)	50,886	53,169	1,3177	1,3768
	第 12 期 (2007 年 1 月 5 日)	83,193	87,408	1,3686	1,4379
2006 年 1 月末日		19,061	—	1,3655	—
2 月末日		21,083	—	1,3677	—
3 月末日		23,865	—	1,4021	—
4 月末日		29,710	—	1,3285	—
5 月末日		33,713	—	1,2814	—
6 月末日		36,394	—	1,3027	—
7 月末日		38,974	—	1,2817	—
8 月末日		45,081	—	1,3384	—
9 月末日		50,912	—	1,3684	—
10 月末日		57,199	—	1,3353	—
11 月末日		64,356	—	1,3617	—
12 月末日		85,149	—	1,4371	—
2007 年 1 月末日		108,957	—	1,3950	—

### ②分配の推移

特定期間	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	第 1 期	0.0075 円
	第 2 期	0.0055 円
第 2 特定期間	第 3 期	0.0065 円
	第 4 期	0.0065 円
第 3 特定期間	第 5 期	0.0090 円
	第 6 期	0.0120 円
第 4 特定期間	第 7 期	0.0120 円
	第 8 期	0.0750 円
第 5 特定期間	第 9 期	0.0650 円
	第 10 期	0.0500 円
第 6 特定期間	第 11 期	0.0600 円
	第 12 期	0.0700 円

### ③収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第 1 特定期間	第 1 期	8.0 %
	第 2 期	3.7 %
第 2 特定期間	第 3 期	4.7 %
	第 4 期	3.2 %
第 3 特定期間	第 5 期	4.7 %
	第 6 期	4.4 %
第 4 特定期間	第 7 期	6.2 %
	第 8 期	6.0 %
第 5 特定期間	第 9 期	4.1 %
	第 10 期	△1.7 %
第 6 特定期間	第 11 期	8.5 %
	第 12 期	9.1 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 衔目を四捨五入し、小数点以下 1 衔目まで表示しております。

## 《財務ハイライト情報》

◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

◆ファンドの「財務諸表」については、新日本監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

### <貸借対照表>

期別 科目	前期 平成 18 年 7 月 5 日現在 金額(円)	当期 平成 19 年 1 月 5 日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,866,739,220	4,224,752,817
親投資信託受益証券	35,405,474,829	83,426,007,784
未収利息	1,857	33,142
流動資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743
資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,373,878,399	4,215,436,465
未払解約金	4,096,135	55,051,563
未払受託者報酬	8,264,080	16,974,771
未払委託者報酬	82,640,782	169,747,719
その他未払費用	247,889	509,215
流動負債合計	1,469,127,285	4,457,719,733
負債合計	1,469,127,285	4,457,719,733
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	28,223,995,079	60,788,232,853
剩余金		
期末剩余金	7,579,093,542	22,404,841,157
(分配準備積立金)	(209,287,217)	(2,357,856,507)
純資産合計	35,803,088,621	83,193,074,010
負債・純資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743

### <損益及び剩余金計算書>

期別 科目	前期 自 平成 18 年 1 月 6 日 至 平成 18 年 7 月 5 日 金額(円)	当期 自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日 金額(円)
営業収益		
受取利息	22,210	1,051,989
有価証券売買等損益	632,948,364	9,872,532,955
営業収益合計	632,970,574	9,873,584,944
営業費用		
受託者報酬	13,571,811	28,282,803
委託者報酬	135,718,040	282,827,997
その他費用	407,089	848,423
営業費用合計	149,696,940	311,959,223
営業利益金額	483,273,634	9,561,625,721
経常利益金額	483,273,634	9,561,625,721
当期純利益金額	483,273,634	9,561,625,721
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	236,769,121
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	8,726,330	—
期末剩余金	4,541,400,376	7,579,093,542
剩余金増加額	5,544,859,608	13,453,143,705
当期追加信託に伴う剩余金増加額	5,544,859,608	13,453,143,705
剩余金減少額	488,753,064	1,453,342,428
当期一部解約に伴う剩余金減少額	488,753,064	1,453,342,428
分配金	2,510,413,342	6,498,910,262
期末剩余金	7,579,093,542	22,404,841,157

## &lt;注記表&gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 18 年 1 月 6 日 至 平成 18 年 7 月 5 日	当期 自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 表示	平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による 投資信託財産計算規則の改正により、表示方法 が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分か ら、元本等及び評価・換算差額等の区分となり ました。ただし、評価・換算差額等の区分は記 載すべき事項がないため、記載を省略してお ります。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止され ました。また、営業損益、経常損益及び当期純 損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額 及び当期純損益金額としております。	
4 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成 18 年 1 月 6 日から平成 18 年 7 月 5 日までとなっておりま す。	当該財務諸表の特定期間は、平成 18 年 7 月 6 日から平成 19 年 1 月 5 日までとなっておりま す。

# 信託約款

(グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド)

## 運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資します。

③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第26条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第27条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

**追加型証券投資信託  
(グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド)  
約款**

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を除く。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合は、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成25年10月5日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益権の帰属と受益証券の不発行)**

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社債法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社債法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

**(受益権の設定に係る受託者の通知)**

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**(受益権の申込単位および価額)**

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消

すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したもののない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 金銭債権

ヘ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)

ト. 金融先物取引に係る権利

チ. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号で定める「スワップ取引」に限ります。)に係る権利

リ. 金銭を信託する信託の受益権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

ハ. 抵当証券

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるもの

をいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するものなお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 抵当証券

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第22条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第22条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかるわざず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時ににおいて信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属

する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品

で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに第 21 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されるこ

とがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として當むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として當む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

#### (有価証券の保管)

第 34 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混載寄託)

第 35 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

#### (信託財産の表示および記載の省略)

第 36 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

#### (有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 6 日から 4 月 5 日まで、4 月 6 日から 7 月 5 日まで、7 月 6 日から 10 月 5 日までおよび 10 月 6 日から翌年 1 月 5 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 11 月 28 日から平成 16 年 4 月 5 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第 44 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第 45 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 42 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 110 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 46 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日

の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および債還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による債還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、債還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、債還金については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、債還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第50条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部

解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることになった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡するがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての

受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 57 条 第 51 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 51 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第 51 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(信託期間の延長)

第 58 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 59 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条(受益証券の種類)から第 19 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 15 年 11 月 28 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

## (グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

**2. 運用方法**

## (1) 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

- ① 安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
- ② 世界を「北米」「欧州」「アジア・オセアニア(日本を含む)」の三地域に分割し、各地域への投資比率は概ね三分の一程度とします。
- ③ 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。

④ 各地域毎に、投資銘柄の平均配当利回りを市場平均に比べて相対的に高水準に維持します。

⑤ 株式の組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

## (参考)金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。(下線部は変更部分を示します。)

## (グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド)

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## 用語解説

### ■ 「EDINET」(エディネット)

Electronic Disclosure Investors' NETwork の略で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

### ■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### ■ 「国際株式型(一般型)」

社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国の株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

### ■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには、信託財産留保額はありません。

### ■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

### ■ 「追加型株式投資信託」

追加型投資信託は、オープン型投資信託とも呼ばれます。ファンドの設定後も買付けができる投資信託のことで、そのうち、株式を組み入れることができるファンドを追加型株式投資信託といいます。

### ■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等（先物取引、オプション取引など）、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

### ■ 「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

### ■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

# グローバル・ ハイインカム・ストック・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）

【投資信託説明書（請求目論見書）】2007.3

野村アセットマネジメント

## －目次－

第 1 【ファンドの沿革】	.....	1
第 2 【手続等】	.....	1
1 【申込(販売)手続等】	.....	1
2 【換金(解約)手続等】	.....	2
第 3 【管理及び運営】	.....	3
1 【資産管理等の概要】	.....	3
(1) 【資産の評価】	.....	3
(2) 【保管】	.....	3
(3) 【信託期間】	.....	3
(4) 【計算期間】	.....	3
(5) 【その他】	.....	3
2 【受益者の権利等】	.....	5
第 4 【ファンドの経理状況】	.....	6
1 【財務諸表】	.....	9
2 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】	.....	19
第 5 【設定及び解約の実績】	.....	19

この目論見書により行なうグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの受益証券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 19 年 3 月 22 日に関東財務局長に提出しており、平成 19 年 3 月 23 日にその効力が生じております。

## 第1【ファンドの沿革】

平成15年11月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## 第2【手続等】

### 1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は10万口以上1万口単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は10万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。なお、販売会社によっては、一般コースについて1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でお買付できる場合、自動けいぞく投資コースについて1万円以上1円単位でお買付できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

また、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

#### <申込手数料>

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(基準価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。

\*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

ファンドの基準価額および解約価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

(半日営業日は午前9時~正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限\*を設ける場合があります。

\*受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

\*換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

###### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の証券取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

##### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3) 【信託期間】

平成25年10月5日までとします（平成15年11月28日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

##### (4) 【計算期間】

原則として、毎年1月6日から4月5日まで、4月6日から7月5日まで、7月6日から10月5日までおよび10月6日から翌年1月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

なお、上記にかかわらず、最終計算期間は、平成25年10月5日に終了するものとします。

##### (5) 【その他】

###### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

###### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より認可<sup>\*</sup>の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 關係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ①収益分配金に対する請求権

#### ■収益分配金の支払い開始日 ■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ■収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### ②償還金に対する請求権

#### ■償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。

#### ■償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### ③換金(解約)請求権

#### ■換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位）で換金できます。

#### ■換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

## 第4【ファンドの経理状況】

### グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前期(平成18年1月6日から平成18年7月5日まで)および当期(平成18年7月6日から平成19年1月5日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 18 年 8 月 16 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取 締 役 会 御 中

## 新日本監査法人

代 表 社 員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治



代 表 社 員  
業務執行社員

公認会計士

英 久一



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 18 年 1 月 6 日から平成 18 年 7 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 18 年 7 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 2 月 15 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取 締 役 会 御 中

## 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾幸治  
業務執行社員   
代表社員 公認会計士 菊久一  
業務執行社員   
  


当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 18 年 7 月 6 日から平成 19 年 1 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ハイインカム・ストック・ファンドの平成 19 年 1 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に  
は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1【財務諸表】

グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド

## (1) 【貸借対照表】

期別 科目	前期 平成 18 年 7 月 5 日現在	当期 平成 19 年 1 月 5 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,866,739,220	4,224,752,817
親投資信託受益証券	35,405,474,829	83,426,007,784
未取利息	1,857	33,142
流動資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743
資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,373,878,399	4,215,436,465
未払解約金	4,096,135	55,051,563
未払受託者報酬	8,264,080	16,974,771
未払委託者報酬	82,640,782	169,747,719
その他未払費用	247,889	509,215
流動負債合計	1,469,127,285	4,457,719,733
負債合計	1,469,127,285	4,457,719,733
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	28,223,995,079	60,788,232,853
剩余金		
期末剩余金	7,579,093,542	22,404,841,157
(分配準備積立金)	(209,287,217)	(2,357,856,507)
純資産合計	35,803,088,621	83,193,074,010
負債・純資産合計	37,272,215,906	87,650,793,743

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

期別 科目	前期 自 平成 18 年 1 月 6 日 至 平成 18 年 7 月 5 日	当期 自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	22,210	1,051,989
有価証券売買等損益	632,948,364	9,872,532,955
営業収益合計	632,970,574	9,873,584,944
営業費用		
受託者報酬	13,571,811	28,282,803
委託者報酬	135,718,040	282,827,997
その他費用	407,089	848,423
営業費用合計	149,696,940	311,959,223
営業利益金額	483,273,634	9,561,625,721
経常利益金額	483,273,634	9,561,625,721
当期純利益金額	483,273,634	9,561,625,721
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	236,769,121
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	8,726,330	—
期首剩余金	4,541,400,376	7,579,093,542
剩余金増加額	5,544,859,608	13,453,143,705
当期追加信託に伴う剩余金増加額	5,544,859,608	13,453,143,705
剩余金減少額	488,753,064	1,453,342,428
当期一部解約に伴う剩余金減少額	488,753,064	1,453,342,428
分配金	2,510,413,342	6,498,910,262
期末剩余金	7,579,093,542	22,404,841,157

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成 18年 1月 6日 至 平成 18年 7月 5日	当期 自 平成 18年 7月 6日 至 平成 19年 1月 5日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 表示	平成 18年 4月 20日付内閣府令第 49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。	
4 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成 18年 1月 6日から平成 18年 7月 5日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は、平成 18年 7月 6日から平成 19年 1月 5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 平成 18年 7月 5日現在	当期 平成 19年 1月 5日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数	28,223,995,079 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 60,788,232,853 口
2 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.2685 円 12,685 円)	2 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 1.3686 円 13,686 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期			当期			
	自 平成 18 年 1 月 6 日	至 平成 18 年 7 月 5 日		自 平成 18 年 7 月 6 日	至 平成 19 年 1 月 5 日	
1 受託会社との取引高						
営業取引(受託者報酬)	13,571,811 円					
2 分配金の計算過程				1 分配金の計算過程		
平成 18 年 1 月 6 日から平成 18 年 4 月 5 日まで 当該期末における分配対象金額 7,165,459,381 円 (10,000 口当たり 4,038 円)のうち、1,153,310,600 円 (10,000 口当たり 650 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(16,775,657 円)によるものです。				平成 18 年 7 月 6 日から平成 18 年 10 月 5 日まで 当該期末における分配対象金額 14,551,154,377 円 (10,000 口当たり 3,767 円)のうち、2,317,113,324 円 (10,000 口当たり 600 円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(33,639,527 円)によるものです。		
項目			項目			
費用控除後の配当等収益額	A	248,914,603 円	費用控除後の配当等収益額	A	429,364,000 円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	590,300,081 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,523,846,366 円	
収益調整金額	C	4,722,026,625 円	収益調整金額	C	11,401,701,911 円	
分配準備積立金額	D	1,604,218,072 円	分配準備積立金額	D	196,242,100 円	
当ファンドの分配対象収益額 E = A + B + C + D		7,165,459,381 円	当ファンドの分配対象収益額 E = A + B + C + D		14,551,154,377 円	
当ファンドの期末残存口数	F	17,743,240,012 口	当ファンドの期末残存口数	F	38,618,555,404 口	
10,000 口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000		4,038 円	10,000 口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000		3,767 円	
10,000 口当たり分配金額	H	650 円	10,000 口当たり分配金額	H	600 円	
収益分配金額	I = F × H / 10,000	1,153,310,600 円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	2,317,113,324 円	
項目			項目			
費用控除後の配当等収益額	A	310,594,561 円	費用控除後の配当等収益額	A	403,666,863 円	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,351,172,101 円	
収益調整金額	C	7,369,806,325 円	収益調整金額	C	20,046,984,650 円	
分配準備積立金額	D	1,272,571,055 円	分配準備積立金額	D	818,454,008 円	
当ファンドの分配対象収益額 E = A + B + C + D		8,952,971,941 円	当ファンドの分配対象収益額 E = A + B + C + D		26,620,277,622 円	
当ファンドの期末残存口数	F	28,223,995,079 口	当ファンドの期末残存口数	F	60,788,232,853 口	
10,000 口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000		3,172 円	10,000 口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000		4,379 円	
10,000 口当たり分配金額	H	500 円	10,000 口当たり分配金額	H	700 円	
収益分配金額	I = F × H / 10,000	1,411,199,753 円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	4,255,176,299 円	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期		当期	
自 平成 18 年 1 月 6 日	至 平成 18 年 7 月 5 日	自 平成 18 年 7 月 6 日	至 平成 19 年 1 月 5 日
		市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期		当期	
自 平成 18 年 1 月 6 日	至 平成 18 年 7 月 5 日	自 平成 18 年 7 月 6 日	至 平成 19 年 1 月 5 日
期首元本額	13,014,175,352 円	期首元本額	28,223,995,079 円
期中追加設定元本額	16,634,867,072 円	期中追加設定元本額	37,383,483,183 円
期中一部解約元本額	1,425,047,345 円	期中一部解約元本額	4,819,245,409 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

前期		当期	
種類	自 平成 18 年 1 月 6 日 至 平成 18 年 7 月 5 日	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	35,405,474,829	△266,729,015	83,426,007,784
合計	35,405,474,829	△266,729,015	83,426,007,784

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成 18 年 1 月 6 日 至 平成 18 年 7 月 5 日)

該当事項はございません。

当期(自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式 (平成 19 年 1 月 5 日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 19 年 1 月 5 日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド		83,426,007,784	
親投資信託受益証券計	銘柄数 : 1		83,426,007,784	
	組入時価比率 : 100.3%		100%	
合計			83,426,007,784	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

## グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド

当ファンドは「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成19年1月5日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,598,075,258
コール・ローン		2,260,427,114
株式		81,944,377,969
投資証券		867,190,000
派生商品評価勘定		1,265,280
未収配当金		150,331,263
未収利息		17,732
流動資産合計		86,821,684,616
資産合計		86,821,684,616
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		105,196
未払金		3,396,495,516
流動負債合計		3,396,600,712
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		44,180,483,919
剰余金		
期末剰余金		39,244,599,985
純資産合計		83,425,083,904
負債・純資産合計		86,821,684,616

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成 18 年 7 月 6 日 至 平成 19 年 1 月 5 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

平成 19 年 1 月 5 日現在		
1 期首		平成 18 年 7 月 6 日
期首元本額	22,414,202,855 円	
期首より平成 19 年 1 月 5 日までの期中追加設定元本額	21,766,281,064 円	
期首より平成 19 年 1 月 5 日までの期中一部解約元本額	一 円	
期末元本額	44,180,483,919 円	
期末元本額の内訳*		
グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド	44,180,483,919 円	
2 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たり純資産額	1.8883 円	
(10,000 口当たり純資産額)	18,883 円)	

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成19年1月5日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ホクト	265,300	2,100.00	557,130,000	
	コカ・コーラウエストホールディングス	183,000	2,670.00	488,610,000	
	日本製紙グループ本社	1,327	461,000.00	611,747,000	
	マンダム	122,000	2,965.00	361,730,000	
	有沢製作所	120,000	1,351.00	162,120,000	
	武田薬品工業	72,100	8,010.00	577,521,000	
	参天製薬	171,000	3,340.00	571,140,000	
	第一三共	182,000	3,720.00	677,040,000	
	昭和シェル石油	319,100	1,300.00	414,830,000	
	東燃ゼネラル石油	370,000	1,149.00	425,130,000	
	三浦工業	114,100	2,995.00	341,729,500	
	マブチモーター	17,000	7,150.00	121,550,000	
	ボッシュ	360,000	613.00	220,680,000	
	日産自動車	926,000	1,443.00	1,336,218,000	
	富士重工業	122,000	634.00	77,348,000	
	HOYA	156,500	4,670.00	730,855,000	
	トップパン・フォームズ	37,000	1,678.00	62,086,000	
	東京電力	67,500	3,890.00	262,575,000	
	中部電力	36,000	3,600.00	129,600,000	
	関西電力	45,500	3,200.00	145,600,000	
	中国電力	40,000	2,630.00	105,200,000	
	東京瓦斯	149,000	639.00	95,211,000	
	大阪瓦斯	235,000	443.00	104,105,000	
	日本郵船	966,000	873.00	843,318,000	
	日本オラクル	197,800	5,670.00	1,121,526,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	7,550	193,000.00	1,457,150,000	
	コナミ	105,000	3,440.00	361,200,000	
	ナガイレーベン	178,600	2,550.00	455,430,000	
	東陽テクニカ	203,000	1,485.00	301,455,000	
	ローソン	221,500	4,330.00	959,095,000	
	三城	395,700	2,170.00	858,669,000	
	プレナス	50,000	2,655.00	132,750,000	
	新光証券	1,040,000	463.00	481,520,000	
	武富士	207,000	5,090.00	1,053,630,000	
	日立キャピタル	57,500	2,300.00	132,250,000	
計	銘柄数：35			16,737,748,500	
				(16,737,748,500)	
	組入時価比率：20.1%			20.4%	
米ドル	ALLTEL CORP	13,500	61.91	835,785.00	
	ALTRIA GROUP INC	99,200	87.65	8,694,880.00	
	AMERICAN CAPITAL STRATEGIES	55,000	46.39	2,551,450.00	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	305,803	29.50	9,021,188.50	
	AT & T INC	83,600	34.50	2,884,200.00	
	AUTOLIV INC	16,500	60.23	993,795.00	
	BANK OF AMERICA CORP	181,200	53.67	9,725,004.00	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	371,900	26.69	9,926,011.00	
	CHEVRON CORP	78,000	70.28	5,481,840.00	
	CHUNGHWACHELTEL CO LTD - ADR	284,160	20.00	5,683,200.00	
	CITIGROUP	169,900	55.06	9,354,694.00	
	COCA COLA CO	77,000	48.60	3,742,200.00	
	COMPASS BANCSHARES INC	17,700	60.05	1,062,885.00	
	CONAGRA INC	43,900	27.52	1,208,128.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	121,400	48.31	5,864,834.00	
	DU PONT E I DE NEMOURS	134,300	48.69	6,539,067.00	
	DUKE ENERGY CORP	288,700	19.18	5,537,266.00	
	EMERSON ELEC	24,400	43.86	1,070,184.00	
	EXELON CORPORATION	7,800	61.88	482,664.00	
	EXXON MOBIL CORP	10,000	72.72	727,200.00	
	FIFTH THIRD BANCORP	179,000	40.99	7,337,210.00	
	GENERAL ELEC CO	279,600	37.75	10,554,900.00	
	GENUINE PARTS CO	128,900	47.37	6,105,993.00	
	IDEARC INC	6,300	29.10	183,330.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	72,400	48.19	3,488,956.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	KIMBERLY-CLARK CORP	138,000	68.71	9,481,980.00	
	KRAFT FOODS INC-A	102,000	35.58	3,629,160.00	
	LILLY ELI & CO.	174,200	52.36	9,121,112.00	
	MERCK & CO INC	212,100	45.11	9,567,831.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY	201,500	33.72	6,794,580.00	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	371,266	16.27	6,040,497.82	
	NEWELL RUBBERMAID INC	339,500	29.13	9,889,635.00	
	PFIZER INC	209,000	26.38	5,513,420.00	
	PITNEY BOWES INC.	190,600	46.32	8,828,592.00	
	POPULAR INC	257,000	17.88	4,595,160.00	
	PROGRESS ENERGY INC	73,000	49.50	3,613,500.00	
	SOUTHERN CO.	228,000	37.00	8,436,000.00	
	SPECTRA ENERGY CORP	129,350	29.05	3,757,617.50	
	STUDENT LOAN CORP	32,600	207.50	6,764,500.00	
	SYNOVUS FINANCIAL CORP	107,900	31.11	3,356,769.00	
	UST INC	112,100	58.14	6,517,494.00	
	VERIZON COMMUNICATION	204,000	38.03	7,758,120.00	
	WELLS FARGO CO	42,400	35.80	1,517,920.00	
	WILMINGTON TRUST CORP	60,100	43.25	2,599,325.00	
	WINDSTREAM CORP	13,958	13.99	195,272.42	
計	銘柄数：45			237,035,350.24	
				(28,136,096,073)	
	組入時価比率：33.7%			34.3%	
カナダドル	BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	85,700	52.31	4,482,967.00	
計	銘柄数：1			4,482,967.00	
				(451,838,243)	
	組入時価比率：0.5%			0.6%	
豪ドル	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	35,000	28.30	990,500.00	
	AWB LTD	1,700,000	3.34	5,678,000.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	21,416	49.00	1,049,384.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	122,940	40.01	4,918,829.40	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	1,130,000	5.24	5,921,200.00	
	TABCORP HOLDINGS	470,684	17.24	8,114,592.16	
	TELSTRA CORP LTD	1,210,000	4.04	4,888,400.00	
計	銘柄数：7			31,560,905.56	
				(2,927,273,990)	
	組入時価比率：3.5%			3.6%	
英ポンド	ALLIANCE BOOTS PLC	280,526	8.44	2,369,042.07	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	92,205	14.64	1,349,881.20	
	BT GROUP PLC	1,210,000	3.19	3,862,925.00	
	CATTLES PLC	934,000	4.48	4,186,655.00	
	DSG INTERNATIONAL PLC	1,800,000	1.95	3,519,000.00	
	ELECTROCOMPONENTS PLC	1,960,000	2.98	5,845,700.00	
	GALLAHER GROUP PLC	108,260	11.42	1,236,329.20	
	HSBC HOLDINGS PLC	645,000	9.43	6,085,575.00	
	KINGFISHER PLC	1,630,000	2.40	3,920,150.00	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	1,276,988	5.80	7,412,915.34	
	PROVIDENT FINANCIAL PLC	1,052,584	7.05	7,420,717.20	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	56,671	17.81	1,009,310.51	
	UNITED UTILITIES PLC	299,446	7.80	2,335,678.80	
	VODAFONE GROUP PLC	3,795,000	1.48	5,626,087.50	
計	銘柄数：14			56,179,966.82	
				(12,941,055,356)	
	組入時価比率：15.5%			15.8%	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	925,000	20.10	18,592,500.00	
	CLP HLDGS	474,500	56.55	26,832,975.00	
	HANG SENG BANK	217,500	106.80	23,229,000.00	
	HK ELECTRIC	384,500	38.05	14,630,225.00	
	TRANSPORT INTERNATIONAL HOLDINGS	391,200	41.80	16,352,160.00	
計	銘柄数：5			99,636,860.00	
				(1,518,465,746)	
	組入時価比率：1.8%			1.9%	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポールドル	MOBILEONE LTD	5,378,900	2.25	12,102,525.00	
	SINGAPORE POST LTD	5,800,000	1.09	6,322,000.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	1,829,650	4.46	8,160,239.00	
計	銘柄数：3			26,584,764.00	
				(2,055,799.800)	
	組入時価比率：2.5%			2.5%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	2,330,000	2.20	5,126,000.00	
	SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	2,451,096	5.08	12,451,567.68	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	3,447,980	4.77	16,446,864.60	
計	銘柄数：3			34,024,432.28	
				(2,797,148,577)	
	組入時価比率：3.4%			3.4%	
スウェーデンクローナ	SCANIA AB-B	81,000	479.00	38,799,000.00	
計	銘柄数：1			38,799,000.00	
				(663,074,910)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
ノルウェークローネ	NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA	525,000	109.75	57,618,750.00	
計	銘柄数：1			57,618,750.00	
				(1,080,927,750)	
	組入時価比率：1.3%			1.3%	
デンマーククローネ	DANSKE BANK AS	220,000	250.50	55,110,000.00	
計	銘柄数：1			55,110,000.00	
				(1,147,390,200)	
	組入時価比率：1.4%			1.4%	
ユーロ	BELGACOM SA	183,000	34.39	6,293,370.00	
	DAIMLERCHRYSLER AG	18,000	47.15	848,700.00	
	DEUTSCHE TELEKOM-REG	435,000	14.45	6,285,750.00	
	ELECTRABEL SA	1,000	550.00	550,000.00	
	ENDESA S.A.	22,250	35.55	790,987.50	
	ENEL SPA	969,931	7.84	7,604,259.04	
	ENI SPA	267,737	25.22	6,752,327.14	
	FORTIS GROUP	93,100	33.02	3,074,162.00	
	FRANCE TELECOM SA	361,000	21.68	7,826,480.00	
	GESTEVISION TELECINCO SA	308,461	21.65	6,678,180.65	
	GREEK ORGANISATION OF FOOTBALL PROGNOSTIC	238,000	29.50	7,021,000.00	
	INDEPEND NEWS&MEDIA PLC	840,000	3.05	2,562,000.00	
	ING GROEP NV	161,620	34.08	5,508,009.60	
	TELEFONICA PUBLICIDAD E INFO	128,000	8.39	1,073,920.00	
	TUI AG	313,000	15.60	4,882,800.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	331,000	18.93	6,265,830.00	
計	銘柄数：16			74,017,775.93	
				(11,487,558,824)	
	組入時価比率：13.8%			14.0%	
合計				81,944,377,969	
				(65,206,629,469)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2)株式以外の有価証券

(平成 19 年 1 月 5 日現在)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	69	109,020,000	
	ジャパンリアルエスティート投資法人 投資証券	97	124,160,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	125	101,625,000	
日本円計	銘柄数：3	291	334,805,000	
			(334,805,000)	
	組入時価比率：0.4%		38.6%	
	WESTFIELD GROUP	280,000	5,740,000.00	
豪ドル計	銘柄数：1	280,000	5,740,000.00	
			(532,385,000)	
	組入時価比率：0.6%		61.4%	
投資証券計			867,190,000	
			(532,385,000)	
合計			867,190,000	
			(532,385,000)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成 19 年 1 月 5 日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち 1 年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	1,121,085,955	—	1,122,246,039	1,160,084
米ドル	688,098,100	—	688,640,862	542,762
豪ドル	95,254,674	—	95,149,478	△105,196
英ポンド	204,615,986	—	205,016,276	400,290
シンガポールドル	52,239,669	—	52,370,426	130,757
ニュージーランドドル	80,877,526	—	81,068,997	191,471
合計	1,121,085,955	—	1,122,246,039	1,160,084

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末において当該日の對顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の仲値で評価しております。

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成19年1月31日現在

I 資産総額	109,099,315,611	円
II 負債総額	141,814,384	円
III 純資産総額(I - II)	108,957,501,227	円
IV 発行済口数	78,103,882,639	口
V 1 口当たり純資産額(III / IV)	1.3950	円

<ご参考>

「グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド マザーファンド」

I 資産総額	111,739,209,501	円
II 負債総額	2,737,473,719	円
III 純資産総額(I - II)	109,001,735,782	円
IV 発行済口数	56,567,790,492	口
V 1 口当たり純資産額(III / IV)	1.9269	円

## 第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	第1期	6,947,354,653	441,078,924	6,506,275,729
	第2期	2,493,853,480	596,552,974	8,403,576,235
第2特定期間	第3期	1,637,053,335	1,113,080,694	8,927,548,876
	第4期	702,858,987	1,201,959,090	8,428,448,773
第3特定期間	第5期	1,384,238,838	1,389,331,026	8,423,356,585
	第6期	1,674,817,008	980,749,491	9,117,424,102
第4特定期間	第7期	4,216,147,493	1,330,837,844	12,002,733,751
	第8期	2,569,690,786	1,558,249,185	13,014,175,352
第5特定期間	第9期	5,506,812,955	777,748,295	17,743,240,012
	第10期	11,128,054,117	647,299,050	28,223,995,079
第6特定期間	第11期	12,578,044,275	2,183,483,950	38,618,555,404
	第12期	24,805,438,908	2,635,761,459	60,788,232,853

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

